

第5章

韓国

——大邱水質汚染事件——

服部 民夫

はじめに

ここで取り上げようとしているのは、1991年3月に韓国第三の都市である大邱市で起こった水道汚染問題である。事件そのものは、幸いにも直接的な犠牲者はなく、補償はかなり巨額に上ったが、物的被害そのものはそう大きなものではなかったが、大邱市民220万人の85%が水道水を2，3日のあいだ利用することができず、その規模においてあるいは社会的インパクトにおいて非常に大きなものがあった。

もちろんこれまで、蔚山における化学工場の排気による空気汚染、温山の重金属汚染など重大な結果をもたらした、あるいはもたらしつつある事例や、練炭工場周辺の粉塵問題など、ある地域における環境汚染とそれの人体に対する重大な影響を及ぼした事件が少なくないが、しかしその規模においてこれほど大きなものはかつてなかった。河川の水質悪化や水道水の質的劣化は、すでに1970年代後半には指摘され始めていたが、今回のような劇的な形で現われたのは初めてである。また、今回の事件が水道水という最も日常的な必需品に対する汚染問題であっただけに、少なくとも発生当時の社会的関心も大きかった。

本稿では主として新聞資料によりながら、今回の事件の経過を追うとともに、その問題の広がりを観察しようとするものである。

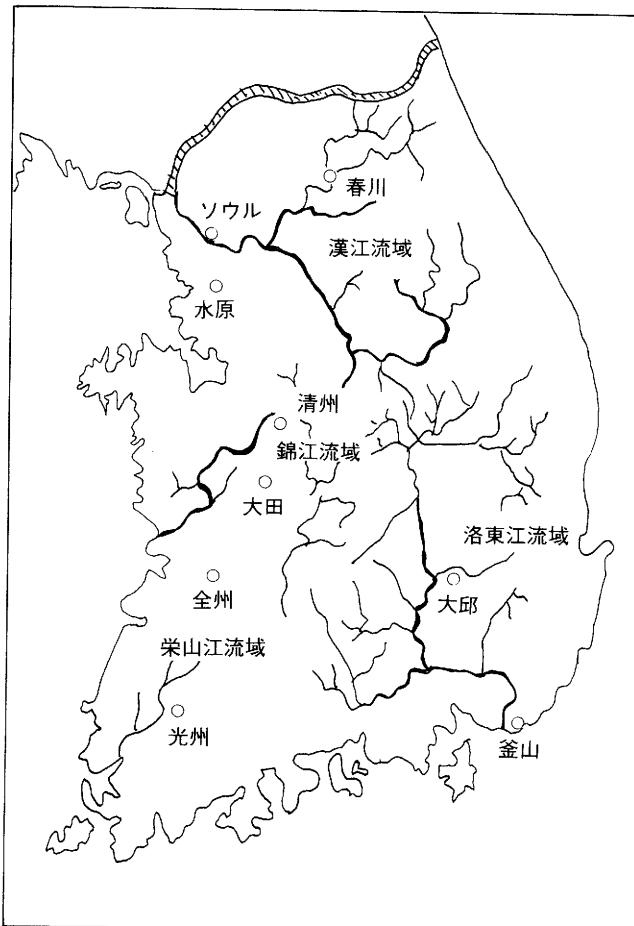
I 事件の背景

まず、今回の「斗山電子フェノール水道水汚染問題」の背景を見ておこう。この事件は慶尚北道の大邱市で起こった。大邱市は韓国の南部にあり、前任の盧泰愚大統領のお膝元であり、全斗煥元大統領はここで高校時代を送り、朴正熙元大統領のお膝元でもあった1961年の「軍事革命」以降の政権の基盤であった。大邱自体は嶺南地方の中心であり、産業的には繊維産業の中心地であるが、周辺には電子工業の盛んな龜尾、化学工業、造船、自動車産業の蔚山、鉄鋼業の浦項があるなど、韓国経済の発展の中心的な役割を演じた地域である。産業化の過程で、この地方が政権のお膝元であったことから、工業が集中的に配置されたのではないか、との批判がなされるほどに工業が発展し、それなりの基盤整備もなされた地域であった。

ところで、韓国は必ずしも水資源に恵まれているわけではない。一般に韓国の河川はその国土の狭小さから短く、雨量も多くはないから利用できる水量には限界がある。図5-1に見られるように漢江、洛東江、錦江、栗山江が四大河川と呼ばれるが、本稿で問題になる洛東江は江原道に源を有する韓国最長の河川（522km）である。その水は一度安東ダムに貯められた後、慶尚北道のまん中を流れ、慶尚南道に入って釜山の近くで玄界灘に注いでいる。大邱のみならず、釜山、馬山など韓国南部の大都市はいずれもこの洛東江を水道の水源としている。

大邱市の上水道は4カ所の取水場から水を取り入れている。表5-1は取水場別の給水量と給水人口である。水源は洛東江、嘉昌ダム、公山ダムと三つに分かれているが、量的には圧倒的に洛東江に対する依存度が高く、多斯・江亭の二つで全体給水量の91%，給水人口の85%を占める。嘉昌と公山取水場はそれぞれ水源を異にしているが、いずれも規模は小さく、その中でも嘉昌が最も水質がよいとされている。公山の場合はダムの上流にゴルフ場が

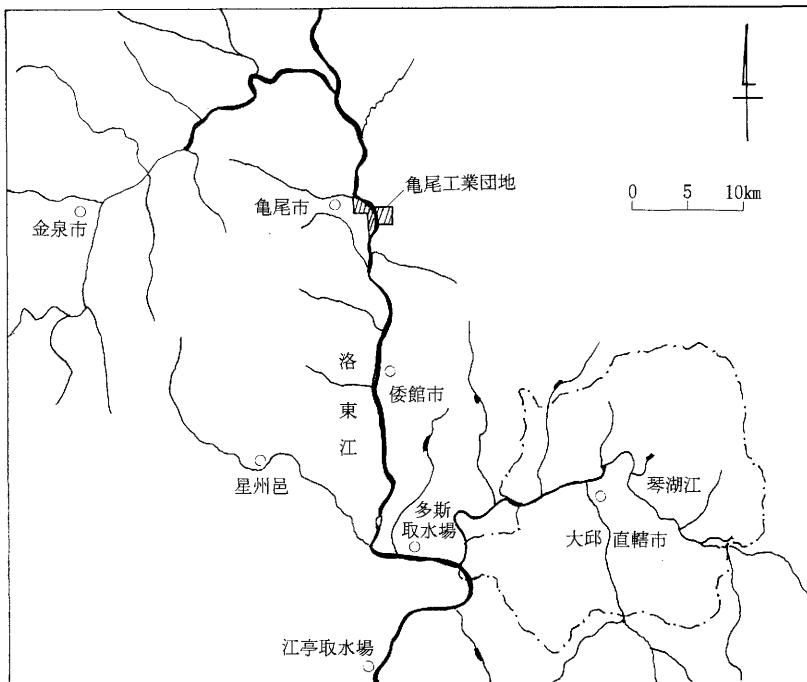
図5-1 四大河川流域



あり、その農薬の汚染やゴルフ場に関連した諸施設、約4500人の住民の生活排水などの影響が懸念されており、水質がしばしば2級に落ちている。

今回の水道水フェノール汚染事件は、大邱市の水道水供給において圧倒的に重要な位置を占める洛東江の汚染によって引き起こされた。しかし問題

図 5-2 大邱市周辺の洛東江流域



は、洛東江が大邱という大都市の200万市民大多数の水源として適切なのかどうか、ということである。図5-2でも明らかなように、大邱市の上流には金泉、亀尾などの工業都市が存在する。ことに今回の事件を起こした斗山電子が入住する亀尾工団は韓国でも有数の電子電気、それに化学繊維などの工業団地である。ここには第1、第2工団があり現在294の事業所が稼働中である。近ぢか第3工団が完工し、その稼働事業所数は350に達する見込みである。問題はその排水である。

亀尾地域では4万8000トン／日の工業排水と約15万トン／日の生活排水が出ていると推測されている。合わせて約20万トンだが、亀尾工団はそれ自体の汚水処理場を持たず、各事業所が一次処理を施した後、亀尾市の終末処理

表 5-1 大邱市の取水場と給水量

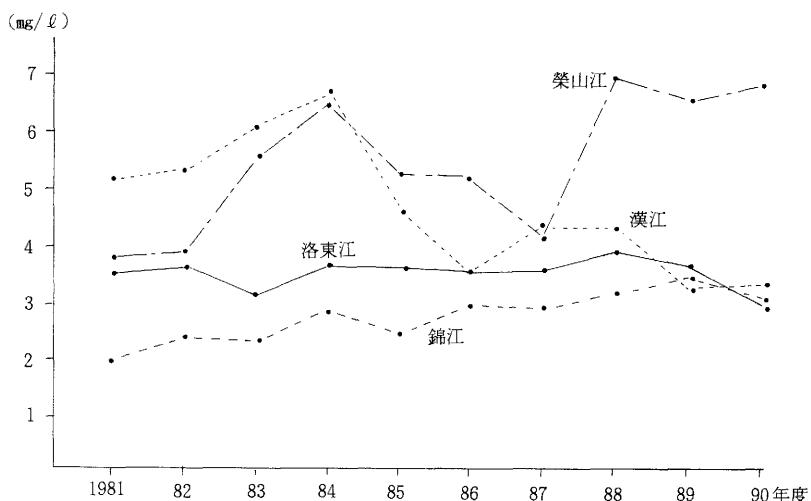
取水場	水 源	給水量 (万トン)	同比率 (%)	給水人口 (万人)	同比率 (%)	備 考
江 亭	洛東江	32	26	74.8	33	工業用水 9万トン含
多 斯	洛東江	80	65	117.8	52	
嘉 昌	嘉昌ダム	7	6	20.8	9	
公 山	公山ダム	4	3	13.2	6	
合 計		123		226.6		

(出所)『大邱毎日新聞』1991年3月19日。

場に排水が導かれ、そこで処理された後に洛東江に放流されることになっている。しかし、亀尾市の終末処理場の処理能力は1日10万トンにすぎない。したがって、単純に計算すれば約半分が処理されず洛東江に放流されていることになる。さらに、大邱と亀尾との中間にある倭館にも工業団地が建設されており、1992年末に完工し93年には本格稼働にはいる予定である。この団地には繊維、組立金属などの230余事業所が入住する予定だが、ここでは1日に約3万トンの工業排水が出ると予想されている。しかし、ここでも自体の汚水処理施設を持たず、倭館市が建設することになっている処理場で一括処理することになっている。このため、大邱地方環境庁は工業団地を建設している土地開発公社に団地自体の処理場建設を要請しているが、資金難などを理由に交渉は進んでいない。⁽¹⁾亀尾団と同じ状況が繰り返される可能性が高い。

では、一般的に洛東江の水質はどのようなものなのだろうか。図5-3は先にあげた四大河川の年度別の汚染度(BOD)の調査結果である。この図によれば、基準は別として、洛東江が他の河川と比べて特に汚染されているというわけではない。過去10年間、洛東江汚染度はほぼ一定しており、1988年以降はむしろ改善される傾向にあった。この図によれば、栄山江や錦江が問題となっているようにみえる。次に、表5-2は洛東江水系の汚染度を見たものである。

図 5-3 4 大河川年度別 汚染度 (BOD)



(出所) 韓国環境處『環境白書 1990』1991年, 159ページ。

表5-2によても洛東江の水質は改善の方向にある。中流域の高靈での水質が飛び抜けて悪いのは、大邱の生活排水などを集めた琴湖江と洛東江が合流する地点だからである。少なくともこの表による限り、高靈を含めて水質等級からみればⅡ等級以内に収まっている。ただし、この検査結果には重金属などの含有については含まれていないが、1991年3月に関するデータではこれらは全く含まれないと(2)の結果が報告されている。

洛東江は一般的にみて以上のような状況にあったが、そこでフェノールによる水質汚染事件が勃発した。次にその経過を大邱の地方紙(主として『大邱毎日新聞』、『嶺南日報』)によって追ってみよう。ただし、煩雑になるので記事の出所は明示しない。

表 5-2 洛東江水系の汚染度（BOD）現況

(単位: mg/1)

年度	上流	中 流				下 流		
	奉化	安東ダム	達城	高靈	陜川	南旨	勿 禁	亀浦
1990	1.0	1.0	1.5	5.4	3.1	3.2	3.0	3.3
1989	1.0	0.8	1.7	13.0	5.9	4.6	3.6	3.7

(注) 水質等級——Ⅰ等級(1.0以下), Ⅱ等級(3.0以下), Ⅲ等級(6.0以下)。

(出所) 環境處『環境白書 1990年版』1991年, 161ページ。

Ⅱ 洛東江フェノール汚染事件の経緯

百数十万人の大邱市民をパニックに陥れた「斗山電子フェノール水道水汚染事件」は1991年3月16日午後2時頃に、一本の抗議電話が大邱市上水道本部にかかったことから始まった。水道水から強い悪臭が出て、市民たちは水を飲んだり、炊飯ができなくなり、町の食堂や喫茶店でも営業ができず、豆腐屋などの食品製造業も製品を廃棄せざるを得なくなった。この悪臭の原因は消毒剤として使用されている塩素がフェノールと化学反応を起こし、クロロフェノールが合成されたことによる悪臭と分かり、大邱市上水道本部は消毒剤を二酸化塩素に切り替えるとともに、大邱地方環境庁は調査班を構成して、フェノール使用企業を中心として汚染調査を開始した。ただ、この日は土曜日であったため、いずれの役所も対応が遅れ、そのことが被害をより大きくしたようである。

翌週の19日になるとフェノールを放流した可能性のある企業が幾つかの企業に絞られてきた。後に主犯と断定された亀尾工団の斗山電子と、金泉工団のコーロン油化、新星企業などである。嫌疑がかけられた企業のうち斗山とコーロンはいずれも財閥グループ傘下の企業であり、このことが市民の怒りをいや増しにした。またこの日、大邱市はフェノールに汚染された水道水を取水した多斯取水場の管理事務所長の職務を解除した。この行政当局の措置

にも市民は反発した。責任者の市民に対する謝罪や責任追求無しに下級の役人に責任を押しつけたと感じたのである。また、この日から食品業界、飲食店だけではなく一般の市民からも賠償請求の動きが出てきた。

地方環境庁の調査の過程で企業の産業廃棄物や排水の処理に関する不適切な取扱いがいろいろと明らかになった。例えば、最も「黒い」とされた斗山電子では前年の10月に焼却炉2基のうちの1基が故障していたにも関わらず、それを修理せず、また地方環境庁にもその事実を報告していなかったこと、焼却炉の故障以降に処理しきれない廃フェノールをいかにしていたのかが明らかではなく、それが洛東江に放流されたのではないか、との疑惑が出てきた。そのうえ地下に無届けの排水施設が見つかったことからマスコミは「秘密排出口」であると書き立て、放流が「故意」であったのではないかとの議論がなされるようになった。しかし、この疑惑は後に焼却炉の能力の算定などを巡って斗山側から否定されることになる（事実については執筆時点では明確ではない）。また、コーロン油化では廃フェノールを産廃処理業者に委せているが、その輸送の過程で漏出したことがあったり、他の企業でも取扱いが不適切であったりして、企業の産廃処理が大きな問題となった。

翌20日、大邱地検は今回の水質汚染が斗山電子によって起こされたものであると断定、工場長など6名の身柄を拘束した。その容疑は、さきに述べたように「秘密排出口」を設け、前年の焼却炉1基故障以来、廃フェノールを未処理のまま放流してきたという水質汚染防止法違反であったが、事件の主因は14日夜フェノール原液貯蔵タンクに連結された補助パイプがなんらかの理由で破裂し、フェノール原液約30トンが一挙に流れだし、洛東江の支流である玉溪川に流れ込んだことであった。また検察はこの事件に関連して公務員も多数を召喚、監督責任などについても捜査を始めた。

このような検察の中間発表に市民たちの反発は高まった。翌21日の新聞は、水道料支払い拒否、大邱市長への責任追求、水道水源多角化に対する要求などが噴出した。また、捜査の過程で地方環境庁の定期点検はなされていなかったが、前年5月には廃棄物の処理に関する書類が明らかではなかったにもか

かわらず、点検に当たった地方環境庁職員は10万ウォンの過怠金を徴収しただけでそれを処理し、焼却炉が故障した後の検査でもその故障に気づかず、「秘密排出口」も発見できず、「特に指摘すべき事項無し」と記録していたことも明らかになった。このことにより地方環境庁が放流を黙認していたのではないかとの疑いが出てきた。

一方この日、大邱市上水道本部は民自党調査団に対する報告の中で、フェノールや重金属含有に関する検査は、保健社会部の水質検査指針に従い月一度しか行なってこなかったこと、16日の事態発生時にはフェノール検査試薬を確保しておらず、試薬さえあれば数分で済む検査が数時間遅れたことを報告した。また、同調査団に対して大邱地方環境庁は、今年から地方環境庁の権限が大幅に強化され捜査権まで持つようになったが、人員や機材の不足によってそれを行使するだけの備えは整っていない、と報告した。

以上のような行政の対応、捜査の進展、環境保全業務体制の脆弱さが明らかになるにつれて市民側の反発はますます強まった。大邱 YMCA など10の市民団体で構成されている「大邱水道水事態市民団体対策会議」は23日に「大邱水道水事態市民糾弾大会」を開くことを決定し、「公害排出企業製品の不買運動」、「上水道料金不払い運動」、「公聴会の開催と真相の究明」、「洛東江上流の工団地域監視機構の形成」などを展開あるいは要求していくことを決議した。その他の団体、大邱女性会、健康社会のための薬剤師会なども23日に「糾弾大会」を開催することを決めた。また、主婦アカデミーなどは21日午後に大邱市庁前広場で横断幕をもって市長、環境處長官の罷免などを要求した。野党民主党の大邱慶北支部は、国会に与野党により構成される「事態調査班」を構成するとともに、国政調査権を発動して事態の徹底究明と、抜本的な対策をたて、関連部署である内務部長官、環境處長官は引責辞任し、慶北知事、大邱市長など関連公務員の処罰を要求した。国民連合、民主連合大邱慶北本部、民衆党大邱支部も責任者の辞任を求め、斗山グループ製品の不買運動を繰り広げると声明した。

折りもおり、保社部は飲料水の利用実態に関する調査結果を発表した。今

回の事件以前に約5000人をサンプルとして実施されたこの調査で、水道水を「安全ではない」と考える人が75.5%にも及び、水道水に対する不信感が表明され、その不信感の強さは簡易水道、井戸水に対するものよりはるかに高いことが明らかにされた。また、水道水を飲料水として利用している3700人の人々のうち、「そのまま飲む」人はわずかに2.9%にすぎず、煮沸させてから利用したり、浄水器を使っており、あるいは飲用にはミネラル・ウォーターを利用していると答えたことが明らかにされた。水道水に対する国民の不安は、今回の事態以前でもこのように高かったのである。

また、大邱地方環境庁は検察の捜査結果が出次第、水質環境保全法の規定に従い、斗山電子に対し10日間操業停止の行政処分を行なう予定であると発表した。同庁は1990年の取締り実績を発表したが、1年間に無断排水の事実により摘発を受けた企業が342におよび、そのうち同年中に複数回摘発を受けたものが28に達すると発表した。ことに大邱の飛山染色工団の場合、1984年に1日平均3万余トンの染色排水を琴湖江に排出して3億ウォンの公害排出負担金を支払って以来、毎年、負担金を払い続けながら許可量を上回る排水を出し続け、昨年の負担金は17億7000万ウォンにものぼること、あるいは亀尾工団の複数の繊維企業は、89年に改善命令が出されたにもかかわらず、そのまま操業を続けているなどの事例が明らかにされた。地方環境庁の取締りに対して世論の非難が集中するなかで、それをそらし、企業に矛先を向けようとする意図であった。

事件の衝撃と自社製品の不買運動の拡大に苦慮した斗山グループは23日、大邱市に水質改善資金として200億ウォン（約35億円）を寄付するとともに、損害の全額を賠償するとの声明を出した。これを受け大邱市は23日の各紙に、上水道悪臭発生とともに3月16日から21までの使用料を減免すること、被害補償請求窓口を各区の衛生課と各洞事務所に設け、3月27日から4月5日までの間受けつける、との公告を掲載した。大邱市は環境政策基本法に基づき、被害額の申告を受け、環境汚染被害紛争調整委員会の審査を経て斗山電子に補償を請求することになった。

一方、検察は地方環境庁の取締班の要員5人と大邱市上水道本部の1人を呼んで、公害報告書虚偽記載の容疑で捜査を始め、その過程で金品の授受があったかどうかについても調査を始めたと発表した。それはことに斗山電子のフェノール焼却炉1基が故障した後の前年の11月に行なった定期点検においても、「指摘事項なし」との記載を行なっているからである。検察の捜査が公務員にも向けられるようになって、行政の責任者に対する責任追求要求はますます強くなった。しかし、大邱地方環境庁長と大邱上水道本部長に対する職位解除以上の問責人事は当分保留すると発表、その一方で環境處長官は環境保全関連法を、公害発生企業の最高責任者を処罰の対象とする方向へ改正し、公害排出監視業務を市・道などの地方自治団体に移管する方針を明らかにした。

このような中で、3月25日に大邱地方検察庁は今回の捜査結果を発表した。立件拘束されたのは大邱地方環境庁職員7人、大邱市上水道本部職員1人、斗山電子、新星企業の2法人と斗山の職員6人、新星の2人に留まった。公務員8人の容疑はいずれも虚偽公文書作成容疑であり、民間人は水質環境保全法違反容疑であった。このような捜査結果に世論は反発した。その第1は斗山電子の代表者が処罰の対象に含まれていないこと、第2に、虚偽公文書記載の裏に金品の授受があったのではないかとの市民の疑問に全く答えていなかったことであった。『大邱毎日』はこれを「めだかだけ処罰、捜査終結」との大見出しを掲げ、市民の不満を代弁した。また、民主党はこの捜査結果を不満とし、内閣の総辞職を要求する声明を発表した。一方、地方環境庁はこの捜査結果を受けて、斗山電子に10日間の操業停止処分を課した。

このようななかで公害防止対策上、いくつかの前進があった。まず、政府は公害対策会議を開き、公害排出事業所に対する取締りの強化、フェノール、重金属などに対する水質検査をこれまでの月1回から週1回に強化、それに必要な人力の補強、自動水質監視装置、自動塩素投入装置、水質試験装置等の最優先での確保・配置などを決めた。また、大邱では環境處長官の監視機能の地方自治団体への委譲発言を受けて、再発防止のため、市民、主

婦，社会団体などが参加する水道水市民共同監視団の構成，補償申告期間の延長と拡大，公害排出事業所の取締りに市民団体が参与すること，などを積極的に検討していくことが決まった。また，大邱市副市長は民衆党の要求に応え，環境関連情報の公開，洛東江上水道対策協議会の形成を検討することなどを約束した。また，企業は今回の問題を契機として，公害防止機器の補完，増設に動き始めたと報道された。

大邱市による被害賠償申告は3月27日から始まった。初日は133件が大邱市に，市民団体へは300余件が寄せられた。この数字は日を追って増加し，4月5日にいったん打ち切られた段階で個人・家庭から約1万5000件，21億4000万ウォン，企業・団体からは約1400件，30億ウォンの賠償請求が申告された。このほか，精神的被害に関する賠償請求もあった。ことに8人の妊産婦が合わせて5億ウォンの慰謝料請求を提起したことがマスコミや市民の中で大きな議論となった。この賠償請求申告期間は4月末まで延長された。

賠償請求期間中の3月29日，市民の中で新たな動きがあった。それはスーパー・マーケット協同組合が斗山グループ製品の不売運動を始めたことである。同協会は，斗山製品に対する無期限購買および販売の中止，商品陳列台上の斗山製品の完全撤去，斗山製品の全量返品推進，4月から斗山製品の決済拒否などを打ち出し，他のマーケット組合にも同調を呼びかけるとした。ただ，この運動は特定商品の販売拒否は公正取引法に違反する疑いがあるということで政府が調査を開始し，龍頭蛇尾に終わったようである。

一方，4月初めになると，事件の発生直後に大々的に報じられた「秘密排水口」によるフェノール廃液排出を斗山側が強く否定していることが明らかになってきた。パイプの破裂によってフェノールが流出したことは認めるが，10月の焼却炉1基の故障にもかかわらず，炉の能力から残りの1基でも廃フェノールの処理は可能であって，10月以降廃液を流し続けたというのは事実無根だと言うものである。斗山側はこの主張をその後の公判でも一貫して主張している。ここに「故意」か「過失」かという論争が巻き起こった。筆者はそれを論評する資料を持たないが，「秘密排出口」から廃フェノール

排水を数カ月にわたって流し続けたのであれば、なぜそれまで少なくとも数回行なわれたはずの水質検査で発見されなかつたのか、あるいは企業がフェノール原液を「故意」に流すはずはないから、30トンの原液流出については明らかに「過失」であり、焼却炉の能力については初動捜査の段階で押さえておくべき事項でありながら、それが調査され、その結果がマスコミに報じられた気配がないのは不思議なことである。

このような中で斗山電子は4月23日、再びフェノール原液1.3トンを流出した。30日の操業停止処分が解除され、4月12日に操業が再開されて11日後の出来事であった。今回は前回の経験が役立ち、悪臭の出る水道水が配水されることを避けられたが、約11時間の断水を市民たちに強いることになった。この再度の流出事故により、斗山グループのオーナーである朴容昆会長は辞任を余儀なくされ、当初引責が保留されていた環境處長官の交代へと発展した。

5月に入ると新聞のこの事件に関する報道は急激に低下し、5月末には斗山側が証拠の揃った被害賠償請求約1万件、10億ウォンについて全額補償し、精神的被害については調整委員会の決定を待つことになったと報じられた。

III 問題点

200万人大邱市民をパニック状態に追い込んだ「斗山電子フェノール水道水汚染事件」は大略以上のような経過をたどつたが、この問題は韓国の産業体制、環境保全体制とその管理体制などに大きな問題があることを明るみに引き出した。次にこの問題を検討しよう。

1. 反「財閥」感情

この事件の主犯とされた斗山電子は印刷回路用銅箔積層基版と PCB 基版を生産する電子部品メーカーであり、生産実績は838億ウォン（1990年実績）、純利益24億ウォン（同年）の中堅企業である。1974年に投資比率がアメリカOAK60%，東洋麦酒40%の合弁会社、韓国オークとして設立され、79年には投資比率50：50となり、84年にその比率が40：60に逆転したことを機に斗山電子と商号が変更された。1979年から亀尾工団に工場建設を始め、80年2月から操業を開始した。この企業は韓国の12、3番目にランクされる「財閥」である斗山グループの傘下企業である。斗山電子が財閥系企業であることが市民の反発を強めたことは否めない。

斗山は韓国でも最も歴史のある企業群の一つである。今回の事件により辞任したが、会長の朴容昆氏は三代目であり、その祖父が19世紀の末にソウル（当時の漢城）で商売を始めたのが創業であるといわれる。その後、日本の植民地時代に財を蓄積し、後にこのグループの母企業となる東洋麦酒の前身である日本の麒麟麦酒の朝鮮（当時）における子会社として設立された昭和麒麟麦酒（1933年設立）に関係し、その販売組織である朝鮮酒類販売に株主として参加、解放後にその関係をテコに帰属財産として払い下げを受けた（東洋麦酒の誕生）。この払い下げが斗山の「財閥」としての成長の基礎となった。その後このグループは東洋麦酒を母体として主として食品関連分野に多角化してゆく。工場建設から始まった東山土建、瓶生産の斗山ガラス、ホップ生産の斗山農産、アルミ缶生産の斗山製缶、食品機械の斗山機械など一群の企業を設立あるいは買収して内部生産比率を高めるとともに、それと並行して斗山は外国有名ブランド（コダック、コカ・コーラ、パスポート・ウイスキー、シーグラム、バドワイザー、3Mなど）との提携を通して、国内の嗜好の変化にも助けられて業績を着実に伸ばしてきた。斗山電子はこのグループの中では比較的内部関連の少ない業種であるが、これは1970年代の韓国の産業政策が

輸出第一であり、輸出産業をグループ内に持たなければ金融上の恩恵を受け難かったことから、当時、輸出の花形になりかけており、重点育成産業として多くの恩典が準備されていた電子産業関連分野に進出したものと考えられる。

このような斗山の成長過程が今回の事件をとおして市民の批判的となつた。外国ブランドによりかかって国内で独占的な地位を築くことで富を蓄積してきた、というわけである。それが斗山製品の不買運動あるいはスーパー・マーケットの不売運動へと展開した。後者は特定企業の製品を販売しないのは公正取引法に違反する可能性があるとの疑いで、公取委が調査を開始したことでもなく終息したが、前者は続けられた（ただ、当初は効果があったがのちにはほとんどなくなったようであるが）。また、斗山が食品、ことにビールや清涼飲料水など、「水」にかかる事業を開拓してきながらそれを汚染したことへの反発もある、とある大邱の大学教授は指摘している。

1987年6月の「民主化」以降、韓国における「財閥」批判はこのところ厳しさを増してきていた。「財閥」の土地買いあさりによる地価の高騰、世代交代を控えての株式の贈与に関する問題など、彼らに対する批判が盛り上がりっていた時点における斗山電子の水質汚染事件であった。また、この事件が30年ぶりに実施されることになっていた地方自治議会の選挙直前であったこと、1992年に実施された第14代国会議員選挙、大統領選挙をひかえて「政治の季節」であったことも問題を拡大する理由となったように見られる。

2. 産業政策・産業構造の問題

まず、産業政策あるいは工業立地の問題から考えよう。今回の事件を起こした斗山電子が入住していた亀尾輸出産業工団はソウル近郊の輸出工団と並ぶ韓国でも初期の内陸型工業団地であった。そのため、この団地は比較的空気あるいは水に対する汚染が少ないとみられた電子産業を入住させる目的で造成された（当時は現在のように半導体生産に伴うハイテク汚染はまだ問題とは

なっていなかった)。しかし、現実には入住企業の過半数は非電子関連企業となってしまっている。しかも、汚染が比較的少ないことを想定された工団はそれ自体の排水処理施設を持っていない。これは全国に散在する工業団地中でも異例のことではない。ことに、斗山電子が入住している亀尾第2工団は全く排水の処理が各事業所に任されており、各事業所が処理をすることを前提に排水は河川にそのまま放流される。

洛東江は江原道に源を発し、その段階では水源地域が鉱業地帯であるため、粉塵を含んでいる。この水が安東ダムにいったん蓄えられ、慶北地域を南下し、その間に金泉工団の排水が流れ込み、亀尾では工業用水として取り入れられる。それはまた排水され、多斯、江亭取水場から大邱市の大部分の上水道用として取り入れられる。大邱市の生活排水、工業排水は琴湖江を経て再び洛東江に流入し、その後南旨、勿禁などで釜山など南部諸都市の上水道源として、あるいは工業用水として利用される。洛東江の水資源は以上で見たように何度も繰り返し利用されているのである。目下、亀尾と大邱の間に新しい倭館工団が建設され、それに伴って居住用の住宅開発なども進んでおり、1993年から操業が始まれば洛東江水資源の利用度は一層高まることがある。しかし、生活排水・工業排水いずれにおいても処理能力が著しく不足している。

金泉工団は処理施設を持たず、亀尾市の終末処理施設は著しく能力不足で生活排水さえその3分の2程度しか処理できない。表5-2で見たように、確かに河川の自然浄化能力はあり、工業化の初期段階ではそれを期待できたかも知れない。しかし、現在ではそれをはるかに超えてしまっているように見えるにも関わらず、処理施設の建設は大幅に遅れている。今回の事態によって処理施設や検査方法、頻度の改善が認識されたことは不幸中の幸いであった。しかし、処理施設の遅れや処理施設を含めない工業団地造成がまかりとおってきた原因は、この間の韓国の産業政策である「生産第一主義」の影響であったことは否定できない。これまでの韓国の経済発展の状況を考えれば理解できないわけではないが、中央政府がその環境関連予算の7%以上

を蔚山・温山の移住対策費に充てなければならない、という現状は「生産第一主義」のつけを現在払い始めていることを示すものであろう。⁽³⁾

次に産業構造上の問題を検討しておこう。今回の事件で斗山電子はまず10日間の操業停止処分を受け、後にそれは行政処分で可能な限度である30日に延長された。斗山は3月26日から操業停止に入ったが、本来は4月24日までであった操業停止処分は16日で解除され、4月12日に操業を再開した。なぜこのように操業停止処分が短縮されたのであろうか。その理由は斗山電子が積層基版、PCB基版の生産で独占的な地位を占めているからである。斗山のこの分野におけるシェアは85%に達していると言われている。しかも同社の製品は電子製品を生産する上で不可欠な部品である。同社の操業停止は電子製品の生産停止につながる。しかも、電子製品は韓国の輸出における大宗であり、輸出の低迷が問題となっていた時期でもあった。商工部、国内電子産業界が斗山電子の早期操業再開を望んだのは当然の帰結である。

この事実はきわめて興味深く、かつ重要な問題を示唆している。つまり、環境政策は国内の産業構造に制約されるということである。もし、同社生産品の市場で同社が圧倒的なマンモスではなく、対等な競争企業があれば、同社の環境汚染によるイメージダウンは競争企業のビジネス・チャンスとなり売上高を伸ばすことになったであろう。また、環境處は同社の操業停止処分を当初の30日間から外部の圧力に屈して短縮することはなかったであろう。独寡占状況の下では、環境汚染のみならず不祥事などによって企業のイメージが低下しても、企業は操業を続けることができる。逆にいえば、競争状態があることによって企業は外部条件に敏感にならざるを得ないのである。

このような商品の独寡占的状況は不買運動をも完結させない。先にも述べたように、斗山グループが進出している諸分野でこのグループの傘下企業の持つシェアは大きい。今回の斗山製品不買運動においても、東洋麦酒のOBビールのシェアが67%（1990年）というガリバーであるため、運動主体は競争企業である朝鮮麦酒（クラウン・ブランド）に増産の要請を行なっている。競争企業のビールが品薄になることは明らかだったからである。しかし、シェ

アが安定的に推移した業界においては突然の増産要請に対して対応しうる余地は大きくない。このことは斗山産業が販売しているコダック・フィルムにおいても状況は同じである。現実にこれら斗山製品の販売がどれほど低下したのかを筆者は計測する資料を持ってはいないが、その影響はあまり大きなものではなかったのではないか、と推測するほかはない。

この産業構造は産業政策とも、もちろん、密接に関わっている。かつて筆者が指摘したように、韓国の工業化パターンは「加工組立型」であり、そこでは国際競争力を確保するために最新式の設備を導入することで大量生産を可能にし、それを低賃金と結合させたのである。したがって、このような産業政策においては独寡占状況が政策的に出現しやすい。筆者がインタビューした、斗山電子の設立許可に関わった商工部のある官僚は、市場の規模と重複投資を避けるために複数社からの設立許可申請を斗山一本に絞った経緯を話してくれたが、この判断は当然、当時の韓国の工業化戦略に沿ったものであった。したがって、韓国の産業構造においては独寡占状態にある産業が少なくない。李奎億は韓国において独寡占状況は改善に向かいつつあるとして表5-3のような分析結果を明らかにしている。

確かに李奎億が指摘しているように、1977年において商品数で31%、出荷額で13%を占めていた独占商品は、87年にはそれぞれ20%，8%に減少し、逆に競争状態にある商品は、それぞれ17%，26%から25%，44%にまで増加しており、独寡占的状況は改善の方向にある。とはいえる、この著者は周到にも以下のようにも指摘している。それは、韓国の産業において最も重要な「組立金属」（産業分類38）においては出荷額の41%が5大「財閥」に、46%が10大「財閥」に集中しており、「第一次金属」（同37）では各々10%，22%が、そして「化学、石油、石炭」（同35）でも各々27%，37%が5大、10大「財閥」⁽⁴⁾に集中しているのである。

ビールのような完成品の場合でも、電子基板のような部品であってもガリバー型の高いシェアを持つ企業が存在する独寡占状況においては、今回の斗山製品不買運動に見られるように不買運動そのものの効果が減殺され、ある

表 5-3 商品市場集中

		独占	寡占	複占	競争	計
1977	商品数(個)	475	279	528	264	1,543
	商品数(%)	30.8	17.0	34.9	17.2	100.0
	出荷額(%)	12.7	12.6	48.6	26.1	100.0
1982	商品数(個)	529	251	1,071	409	2,260
	商品数(%)	23.4	11.1	47.4	18.1	100.0
	出荷額(%)	11.4	6.6	50.6	31.4	100.0
1987	商品数(個)	533	277	1,173	655	2,638
	商品数(%)	20.2	10.5	44.5	24.8	100.0
	出荷額(%)	7.8	7.7	40.2	44.3	100.0

(出所) 李奎億『企業集団と経済力集中』韓国開発研究院, 1990年, 24ページ。

いは中間品にあってはそれを購買している完成品メーカーの圧力によって操業停止などの措置がとられにくい。Ⅱでも見たように、斗山電子に対する操業停止はおよそ半分の期間で打ち切られ、操業開始間もなく再び同社はフェノール流出事故をおこした。3月16日の事故の後、地方環境庁の改善命令を受け入れ貯蔵タンクの容量増大などの措置をとったが、そのため液圧が増加し、パイプのバルブとパッキングがその圧力に耐えられず、そこからフェノール原液が噴き出したのである。まことにおそまつきわまる事故であったが、これからも同社と地方環境庁がいかに操業開始を急いだのかがわかる。企業が環境保全などの外部動向に神経を使うためには競争状態を維持することが必要条件なのである。

3. 環境保全体制の問題点

環境行政がどのような変遷をたどってきたのかについては、本稿では概略にせよ触れる紙幅がない。現在、環境行政を司っているのは環境處であるが、その長が長官級となり庁から處に昇格したのは1990年1月からである。この中央での昇格に伴い、1986年10月から全国6地域（ソウル、釜山、光州、大

邱, 大田, 原州)に設置されていた環境支庁は地方環境庁となった。各々の地方環境庁は計画課, 指導課, 測定分析課の三課を置き, それぞれの地方の環境行政の計画, 検査・取締り, 分析にあたっている。また, 1991年からは地方環境庁は捜査権を持つようになり, その権限が大幅に強化された。また, 2月からは工業団地の点検・取締りのみならず, 一般工業地域内公害排出事業所にたいする許可, 取締り, 行政処分権限までもが地方環境庁へと移管された。⁽⁵⁾

しかし, 今回の水質汚染事故は以上のような制度や権限の変更過程の狭間で起きたように見える。まず権限関係で言えば, フェノール流出事故を起こした亀尾工団内にある斗山電子の環境保全対策を検査・監督するのは大邱地方環境庁の権限である。そして洛東江の取水口付近の環境保全を担当するのは慶北道であり, 水が取水口に入ればその処理, 管理は大邱市上水道本部の責任となる。今回の事件の際, 土曜日でもあり多斯取水口の検査要員はすべて退勤していた。16日の午後2時頃, 水道水から悪臭が出ているとの市民からの抗議電話があったとき, 凈水場では塩素をより多く投入するというミスをおかした。後にこれはフェノール検出のための試薬がストックされていなかったためだと明らかにされたが, 凈水場の職員は悪臭が出ているとの報告を聞き, しゃにむに塩素を投げ込んだのである。

今回は事件の発生が週末であったことが災いして, 上水道本部が原因究明に手間取り, それを地方環境庁に通報し, 同庁が水質調査専門家を調査に派遣したのは1日後の17日午後2時であった。上水道本部が環境庁にいつ通報したのかは明らかではないが, 悪臭の原因を突き止めるのが数時間遅れた, との報告があるから早くとも16日深夜であり, 一方, 17日午前0時から水を新川に落としたとの別の報告があるから同庁への報告はこの頃であつただろう。いずれにせよ両者の連携がスムーズであったとは言えない。ここに対応の遅れがあったことが想像される。

公害排出事業所の点検・取締りは地方環境庁の権限だが, 権限が強化され取締り対象が1440カ所から2660カ所に拡大されたにもかかわらず増員は全く

なされていない。大邱地方環境庁の要員はわずかに40人足らず、取締りを担当している指導課の取締り要員は水質分野6人、大気分野5人、産業廃棄物分野3人である。これでは年一度の定期点検も難しいと言われている。『環境白書』1990年版には87年には全国で7511の事業所を点検し、1117件の違反を摘発、88年にはそれぞれ1万1356件、1697件、89年には1万3905件、2012件、そして90年には9月までに1万2件、1230件の違反を摘発したと記載されている。⁽⁶⁾他の5つの地方環境庁の人員がどれほどかは分からぬが、ここで示された数字は「良くやっている」といえる数字であろう。しかし、その点検・取締り作業の内実は今回の事件で明らかにされたように、かなりとおり一遍のものであったようである。否、とおり一遍ものにならざるを得なかつた、というのが実相に近いのではないか。

これは一言でいって人員の不足、資源配分の不足に尽きる。環境處に対する予算配分は1990年でも政府予算の0.33%に過ぎない。1980年代初めと比較すればその比率は増加しているが、87、88年と比較すればむしろ政府予算全体に占める比率は低下しているのである。⁽⁷⁾このような状況のもとでむしろ環境處に権限が集中され、その機能が強化されたが、前述したように、「機能は強化されたが、それに対する備えはできていない」のである。その意味で、今回の事件を契機として打ち出された監視機能の地方自治団体への委譲、監視機能への市民、社会団体の参加という方向は、現実にどのように具体化されているのかを確認する必要があるが、方向としては一歩前進であると言えるだろう。環境保全に注意し、監視する人々の数が多いことは基本的に望ましいことだからである。このような市民の環境への関心が持続することが問題の改善に大きな力となるだろう。

今回の事件は企業にも警鐘を鳴らした。二度の失態の結果ではあったが、「財閥」グループのオーナー会長が辞任に追い込まれ、200億ウォンの寄付と最終的にはもっと大きくなるだろうが、10億ウォンを超える損害賠償を支払うといった結果が斗山にもたらされた。環境汚染が企業経営に重大な結果をもたらすことが明らかになったことは大きな教訓であった。事件後の1991年

夏頃から経営雑誌などは「グリーン・マーケティング」を取り上げ、日本の「エコ・マーク」に似た制度も導入された。企業の環境保全に対する姿勢は確実に変化しつつあるように見えるが、一方では各企業が過重な環境投資にどれだけ耐えられるか、という問題もある。それでなくとも韓国企業は1987年以降、急速な労働コストの増加により、財務構造、収益構造共に悪化している。企業の環境投資がどれほどのものになるかは、市民の環境意識がどれほど持続し、高まるかによって左右されるだろう。

4. マスコミの対応

今回の事件に関わるマスコミの報道を追ってみて幾つか気になる点があった。もちろん事件の発端は斗山電子がフェノール原液を放流してしまったことである。しかし、検察の発表にも問題があったようだが、いわゆる「秘密排出口」が発見されたことによって斗山電子は数ヵ月間にわたって廃フェノールを流し続けたらしいことが「既成事実」となってしまった。それゆえに今回の事故は「故意」であるとされ、報道はその方面からのみなされたようである。しかし、もし数ヵ月間も流し続けたのであれば、なぜ毎月1回行なわれているはずの水質検査でフェノールが全く検出されなかったのか。4月の2度目の流出で1.3トンの原液が流れたことになっているが、それは基準値以上の含有量となって検出されている。検察の捜査結果では1日1.7トンずつが放流されたことになっているが、もしそうであれば、なぜその間全く検出されなかったのか、という当然の疑問が、筆者の見る限り、少なくとも大邱の代表的マスコミでは提出されなかった。また、その後斗山側から反論が出されたが、焼却炉の能力についてマスコミが独自に調べ、それによって検察の発表を補完し、あるいは反証をあげた形跡もない。

つまり、マスコミは一貫して斗山電子は焼却炉1基の故障の後、「秘密排出口」を作りそれを通して「故意」に廃液を流し続けた、ということを先入主として、つまり検察の発表そのままを基礎として、報道を方向付けたよう

に思える。あるいはそれが真実かも知れない。しかしそれが真実だとしても、それに伴う疑問が生じることは先に指摘したとおりである。極めて厳しい言い方にはなるが、マスコミは人々の「怒り」に火をつけ、それを煽ったが、しかし「怒り」が「持続的な怒り」と「事実究明」に向かうための独自取材による材料は提供しなかったのではないか。

IV まとめ

今回の事件のほぼ1ヵ月後、4月22日に環境處は『環境問題実相と政策対応方向』と題するパンフレットを発行した。そこには環境處が持つに至った危機感が表出されている。まず、過去30年間の高度成長に環境汚染防止対策についてこれなかったとして、エネルギー多消費型の産業構造が持続しており、また皮革、染色、鍍金など特に公害が発生しやすい産業に対する対策が不十分であったと述べ、また、上水原の上流地域に工業団地を造成したり、盆地形態の大都市周辺に工業団地を配置して大気汚染問題を深刻化させたなど、国土利用と産業配置に環境問題が充分に配慮されてこなかったこと、またその対策においても施設が老朽化しても更新が追いつかず、環境関連業務においても体系的な対応ができなかった、ときわめて率直に述べている。

以上のような基本認識の後、政府の公共環境投資がGNPに対比して0.15%（1990年）に留まり、企業の公害防止投資も総投資の1.6%程度にすぎないこと、また、その投資および運用も費用としてのみ捉えられ、正常な稼働をさせない場合があることなどを指摘し、その結果水質汚染、大気汚染、産業廃棄物、生活ゴミ問題が深刻化しているにもかかわらず、現在の経済社会の方向はこの問題を一層推し進める方向に向いている。しかし国民の意識は所得水準の向上により「快適な環境」を求める方向に向きつつある、として反公害団体や市民の集まりが体制批判へと飛火する可能性に強い警戒感を表明している。このパンフレットはその後に環境問題への国際的取り組みの概要

を記しているが、それはとりあえず省略する。

このあと「政策対応方向」として<環境水準の先進国水準への強化><事後規制から事前予防体制への転換><環境改善中期総合計画の樹立・推進>にわけて議論が展開されている。この提案を受ける形で1991年8月に中央環境保全諮問委員会の会議資料として『環境改善中期総合計画』が策定された。およそ30ページのこの会議資料は、その作成された背景として洛東江フェノール汚染事故以後の与件の変化に対応して、既に立てられていた中期総合計画（1991年から95年まで）を修正・補完し、92年からの第7次5カ年計画と連動させることをうたっている。

ここではその内容を紹介する紙幅はないが、1991年3月の洛東江フェノール汚染事故は韓国民の環境保全への意識を高め、それが体制批判へつながることを恐れた政府の危機意識が新たな環境政策の展開を促す契機となつたことは間違いないように思われる。

しかし一方で、これまでの韓国の産業政策と、それにより形成された産業構造が独寡占的状況を作りだし、外部状況に比較的敏感でない企業を作りだしてきたこと、このことが生産面でもまた消費面でも、企業に対する市民の影響力行使を削ぐ構造を作り上げてしまっていることは指摘しておく価値があるだろう。また、このような産業化のプロセスで市民の参与を排除してきたことが、企業の外部状況変化に対する感度を鈍らせてきたものと思われる（このことは韓国の急速な産業化とメダルの表裏を成すものもある）。今回の事件が数多くの市民の環境問題への持続的な参加を促進することになれば、環境處の業務は側面からバックアップされ、環境保全は徐々に進むものと思われる。

大邱は韓国で最も暑い大都市である。1991年の大邱も暑い日が続いた。そのさなか、大邱で聞き取りや資料収集を続けながら、8月の大邱で斗山のO Bビールがこともなげに飲まれている現場にしばしば行き合わせ、春の事態は一体何だったのだろうか、と感じたことを最後に付け加えておきたい。

〔注〕――――――――――――――――――――――――――

- (1) 『大邱毎日新聞』1992年3月19日。
- (2) 『環境保全』1991年6月号所収の「環境掲示板」。
- (3) 『環境白書 1990年版』1991年, 57ページ。
- (4) 李奎億『企業集団と経済力集中』韓国開発研究院, 1990年, 24ページ。
- (5) 『大邱毎日新聞』1991年3月20日。
- (6) 『環境白書 1990年版』1991年, 174ページ。
- (7) 同上書, 58ページ。

〔参考文献〕

『大邱毎日新聞』；『嶺南日報』；『環境白書』1990年版ほか；環境處『環境問題の実相と政策対応方向』1991年4月22日；環境處『環境改善中期総合計画』1991年8月；『会社年鑑』1991年版, 毎日経済新聞社；李奎億『企業集団と経済力集中』韓国開発研究院, 1990年；服部民夫編『韓国の工業化——発展の構図——』アジア経済研究所, 1987年；服部民夫他著『韓国の企業——人と経営——』日本経済新聞社, 1985年。